

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	家庭用医療機器 JIS 原案作成委員会
事務局	一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会

<規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-211（202X） JIS C 9335-1(202X)対応
対応国際規格番号：発行年	対象となる国際規格は無い
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	家庭用温熱治療器，電気温きゅう（灸）器
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-J11（H30） / 有効期間 3 年間
雑音の強さ（当てはまらない選択肢を消去）	・表 2 を適用

<審議中に問題となったこと>

- a) “パック”の定義（3.103）について，現状製品でパックの該非判定が認証機関により異なる事例があったため審議した。現状パックの定義は「導子部を，水を含ませたもので覆った状態で，患部に装着して暖めるもの」とあり，パックだと防水性試験（浸水絶縁試験）が実施される。該当製品は水を含ませた布を導子部の下に敷いて使用するタイプであり，浸水絶縁試験をせずとも安全性に問題はないことから，現状のままでパック非該当の判断でよいと考えた。しかし認証機関から，パックの定義としては，水を含ませた布等を使用するか否かの単純な区分にすべきで，防水構造は別に相応の基準を設定すべきとの意見があった為，“覆った状態”を「共に」と修正し，パックは水を含ませた布等を使用するものと明確にした。
- b) 24.2 で，21.101 の試験を満たす中間スイッチ及び自動調節器は可とうコードに取り付けてもよいとされているが，落下試験の試験回数が，家庭用治療浴装置の安全性を規定している JIS C 9335-2-60 では 3 回とされているのに対し，この規格では 21.101 で規定した 1 回となっている理由を明確にするように求められた。調査の結果，これは JIS C 9335-2-60 特有の事情によって，3 回としたことがわかった。また，この規格の 21.101 では，機器の落下試験の落下回数を 1 回としているが，その理由は，電気技術基準別表第八附表五の解説では落下の回数は 1 回としており，同等の規格で運用するためである。この規格の場合，中間スイッチ又は自動調節器の落下試験の回数は，機器の落下試験と同じ回数で問題がないため，従来どおり 21.101 で規定した回数と同じとした。

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
	対象となる国際規格は無し	

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

<主な改正点>

箇条	主な改正点
3.1.9	旧規格では“十分な水を含ませたもので覆った状態とする。”をパックの定義と同様に、“十分な水を含ませた状態で運転する。”と修正した。
3.6.103	パックの定義において、旧規格では、“水を含ませたもの（布、タオルなど）で覆った状態”としていたが、水以外の液体を用いることもあるため、“意図して水などの液体を含ませたもの（布、タオルなど）と共に”と修正し、パックは水を含ませた布等を使用するものと明確にした。
7.6	IEC6041 及び ISO7000 に ISO7010 を追加し、適合性判断の一助とした。
12	通則でこの箇条の規定（金属イオン系バッテリーの充電）が追加されたため、この規格においても通則と同様に要求事項を追加した。
30.2.2	通則では“導電接続部を保持する非金属材料の部分及びそのような接続部から 3 mm 以内の距離にある非金属の部分に対し、JIS C 60695-2-11:2016 のグローワイヤ試験を行う。”と規定されていることから、“家庭用温熱治療器の安全確保に関する自主基準（平成 30 年 9 月 6 日制定）”（一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会の自主基準）の箇条 4 を反映し、温熱治療器は、発熱体近傍部分も同様に試験をして安全確保するように修正した。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C9335-2-211:202X 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 箇条 22 22.7 22.101	箇条 4 一般要求事項（第 1 部の箇条 4 による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。 箇条 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。） 22.7 に以下を追加 蒸気発生用のタンクをもつ機器は、タンクに水を入れ、水蒸気の噴出孔を閉じた状態で、定格電圧を連続して加えたとき、圧力安全弁が作動しなければならない。 22.101 各部の構造は、次による。 a) 蓋及び外郭を取り外すことによって、充電部及び導子部以外の発熱部が露出する場合、これらの蓋及び外郭は容易に取り外すことが可能であってはならない。 b) パックは、導子部に防水処理を施してあり、かつ、通常の使用状態において、充電部に水がかからない構	

技術基準との整合確認書

				<p>造でなければならない。</p> <p>c) 感熱線は、発熱体の各部から 30 cm 以内に取り付けていなければならない。</p> <p>d) 水蒸気の噴出孔をもつものは、水を入れ、定格電圧を連続して加えたとき、水滴が水蒸気とともに噴出してはならない。</p> <p>箇条 23 内部配線 (第 1 部の箇条 23 による。)</p> <p>23.6 内部配線上のスリーブの固定方法。</p> <p>23.8 アルミニウム電線の内部配線への使用禁止</p> <p>23.9 より線のはんだ束ね禁止。</p> <p>箇条 24 部品 (第 1 部の箇条 24 による。)</p> <p>24.3 全曲分離接点を持つスイッチ。</p> <p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード (第 1 部の箇条 25 による。)</p> <p>箇条 26 外部導体用端子 (第 1 部の箇条 26 による。)</p> <p>箇条 28 ねじ及び接続 (第 1 部の箇条 28 による。)</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 19 異常運転 (全細分箇条を含む)</p> <p>機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。</p> <p>箇条 22 構造 (第 1 部の箇条 22 による。)</p> <p>22.7 に以下を追加</p> <p>蒸気発生用のタンクをもつ機器は、タンクに水を入れ、水蒸気の噴出孔を閉じた状態で、定格電圧を連続</p>	

技術基準との整合確認書

				<p>22.46 22.101</p> <p>22.46 故障／エラー状態を制御するための手段。</p> <p>22.101 各部の構造は、次による。</p> <p>a) 蓋及び外郭を取り外すことによって、充電部及び導子部以外の発熱部が露出する場合、これらの蓋及び外郭は容易に取り外すことが可能であってはならない。</p> <p>b) パックは、導子部に防水処理を施してあり、かつ、通常の使用状態において、充電部に水がかからない構造でなければならない。</p> <p>c) 感熱線は、発熱体の各部から 30 cm 以内に取り付けていなければならない。</p> <p>d) 水蒸気の噴出孔をもつものは、水を入れ、定格電圧を連続して加えたとき、水滴が水蒸気とともに噴出してはならない。</p> <p>箇条 24 24.8A</p> <p>箇条 24 部品（第 1 部の箇条 24 による。）</p> <p>24.8A 感熱線を使用した機器の感熱線。</p>	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 7</p> <p>箇条 23</p> <p>23.7</p> <p>箇条 24</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第 1 部の箇条 7 による。）</p> <p>箇条 23 内部配線（第 1 部の箇条 23 による。）</p> <p>23.7 接地線を除き、緑と黄色との配色で識別した電線は、用いてはならない。適否は、目視検査によって判定する。</p> <p>箇条 24 部品（第 1 部の箇条 24 による。）</p>	

技術基準との整合確認書

				箇条 25 25.3 25.10	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード（第 1 部の箇条 25 による。） 25.3 当該口出し線を電源に接続するための適切な空間をもつ箱を取扱説明書又は設置説明書で指定する。 25.10 クラス I 機器の電源コードは、緑と黄色とで配色した被覆をもつ電線を含んでいなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18 箇条 22 22.16 22.18 22.31 22.32 22.42 箇条 23 23.3	箇条 18 導子部が折り畳める機器は、容易に折り畳むことが可能な程度（折り畳んだときに導子部の片側の表面積が約 4 000 cm ² 以下となることを標準とする。）に折り畳み、最後の折り目に直径が約 25 mm の丸棒を当て、丸棒を内側にして 1 000 回折り畳む操作を行ったとき、各部に異常が生じてはならない。 丸棒を当てる位置は、90° 異なる 2 方向（1 方向だけ折り畳んで使用されるものは、1 方向。）の位置とし、それぞれの位置について、1 000 回折り畳む操作を行う。 箇条 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。） 22.16 自動式巻取り機構。 22.18 導電部その他の金属部の耐腐食性。 22.31 摩耗による沿面距離及び空間距離の減少。 22.32 摩耗による汚染物の堆積による、沿面距離及び空間距離の減少。 22.42 部品のインピーダンスの変化。 箇条 23 内部配線（第 1 部の箇条 23 による。） 23.3 内部配線の折り曲げ試験	

技術基準との整合確認書

				<p>箇条 25</p> <p>25.14</p> <p>箇条 27</p> <p>27.4</p> <p>箇条 28</p> <p>28.1</p> <p>箇条 31</p>	<p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード（第1 部の箇条 25 による。）</p> <p>25.14 定置して用いないシースなしの平形コードの屈曲強度。</p> <p>箇条 27 接地接続の手段（第1 部の箇条 27 による。）</p> <p>27.4 外部導体の接続を意図した接地端子の腐食。</p> <p>箇条 28 ねじ及び接続（第1 部の箇条 28 による。）</p> <p>28.1 締付け部、電気接続部及び接地導通を行う接続部。</p> <p>箇条 31 耐腐食性（第1 部の箇条 31 による。）</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 1</p> <p>箇条 6</p> <p>6.1</p>	<p>箇条 1 適用範囲</p> <p>この規格では、住宅の中及び周囲で、機器に起因して全ての人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし、この規格では、通常、次のような状態については規定していない。</p> <p>— 次のような人（子供を含む。）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉体的、知覚的又は知的能力の低下している人 ・経験及び知識の欠如している人 <p>— 子供が機器で遊ぶ場合</p> <p>箇条 6 分類（第1 部の箇条 6 による。）</p> <p>6.1 に以下を追加</p> <p>人体に水、その他の液体が直接接触して使用する機器で、機器の外殻に金属などの導電部分が露出している</p>	

技術基準との整合確認書

					<p>機器は、クラス 0I 機器又はクラス I 機器でなければならない。ただし、クラス II 機器及びクラス III 機器のものは除く。</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第 1 部の箇条 7 による。）</p> <p>7.1 定格電圧、水の浸入に対する保護等級等の表示</p> <p>7.12 安全に関する取扱説明書の備え 補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない旨の記載。</p> <p>7.12.1 7.12.1 機器設置における情報提供</p> <p>7.13 7.13 取扱説明書等文書における公用語による記載</p> <p>箇条 15 耐湿性等（第 1 部の箇条 15 による。）</p> <p>15.1 15.1 機器分類に従った水に対する保護等級。</p> <p>15.3 15.3 通常使用時に生じる湿気への耐性</p> <p>箇条 22 箇条 22 構造（第 1 部の箇条 15 による。）</p> <p>22.44 22.44 玩具のような形状及び装飾をもつ外郭。</p> <p>22.101 22.101 各部の構造は、次による。</p> <p>b) パックは、導子部に防水処理を施してあり、かつ、通常の使用状態において、充電部に水がかからない構造でなければならない。</p> <p>d) 水蒸気の噴出孔をもつものは、水を入れ、定格電圧を連続して加えたとき、水滴が水蒸気とともに噴出してはならない。</p> <p>29.2 29.2 材料グループ及び汚損度を考慮した浴面距離。</p>	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環	■該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の箇条 11 による。）	

技術基準との整合確認書

				箇条 24 箇条 29 30.1	箇条 24 部品 (第 1 部の箇条 24 による。) 箇条 29 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁 (第 1 部の箇条 29 による。) 機器は, 受ける可能性がある電气的ストレスに耐えるのに適した空間距離, 沿面距離及び固体絶縁をもつ構造でなければならない。 30.1 耐熱性	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 13 13.3 箇条 16 16.3 箇条 22 22.5 22.101 箇条 23 箇条 27	箇条 8 充電部への接近に対する保護 (第 1 部の箇条 8 による。) 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の箇条 13 による。) 13.3 運転中の耐電圧 (第 1 部の 13.3 による。) 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の箇条 16 による。) 16.3 耐湿後の耐電圧 (第 1 部の 16.3 による。) 箇条 22 構造 (第 1 部の箇条 22 による。) 22.5 コンデンサの残留電荷による感電危険の防止 22.101 各部の構造は、次による。 b) バックは、導子部に防水処理を施してあり、かつ、通常の使用状態において、充電部に水がかからない構造でなければならない。 箇条 23 内部配線 (第 1 部の箇条 23 による。) 箇条 27 接地接続の手段 (第 1 部の箇条 27 による。)	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の箇条 13 による。)	

技術基準との整合確認書

	らの保護	は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 17</p> <p>箇条 19</p> <p>箇条 30</p> <p>30.2</p> <p>30.2.2</p>	<p>箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条 17 による。）</p> <p>箇条 19 異常運転（第1部の箇条 19 による。）</p> <p>箇条 30 耐熱性及び耐火性（第1部の箇条 30 による。）</p> <p>30.2 耐火性</p> <p>30.2.2 に以下を追加</p> <p>導子部に含まれる発熱体から 3 mm 以内の距離にある非金属の部分に対しても、JIS C 60695-2-11:2016 のグロウワイヤ試験を行う。試験の厳しさは、通常動作で 0.5 A を超える電流が発熱体に流れる場合は 750 °C、その他の場合は 650 °C とする。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 11</p> <p>11.7</p> <p>11.8</p> <p>箇条 22</p> <p>22.101</p>	<p>箇条 11 温度上昇（第1部の箇条 11 による。）</p> <p>温きゅう（灸）器は1時間、その他のものは、各部（コントローラをもつものは、コントローラの各部を含む。）の温度上昇がほぼ一定になるまで、連続運転を行う。</p> <p>家庭用温熱治療器の導子部表面の最大通常温度上昇値は、50 K とする。</p> <p>箇条 22 構造（第1部の箇条 22 による。）</p> <p>22.101 各部の構造は、次による。</p> <p>a) 蓋及び外郭を取り外すことによって、充電部及び導子部以外の発熱部が露出する場合、これらの蓋及び外郭は容易に取り外すことが可能であってはならない。</p> <p>c) 感熱線は、発熱体の各部から 30 cm 以内に取り付</p>	

技術基準との整合確認書

					<p>けていなければならない。</p> <p>d) 水蒸気の噴出孔をもつものは、水を入れ、定格電圧を連続して加えたとき、水滴が水蒸気とともに噴出してはならない。</p>	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 20 箇条 22 22.14	箇条 19 異常運転（第1部の箇条 19 による。） 箇条 20 安定性及び機械的危険（第1部の箇条 20 による。） 箇条 22 構造（第1部の箇条 22 による。） 22.14 機器の凹凸。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.101	箇条 21 機械的強度（第1部の箇条 21 による。） 21.101 機器のタイプに応じた試験は、次による。 ー 床上で使用することを意図する機器 a)の試験 ー 機器の質量が4kg以下の可搬形機器 b)の試験 試験方法は、次による。 a) 静荷重試験 試験試料を厚さ10mm以上の表面が平らな木台の上に通常動作状態に置き、底面の形状が正方形で、その1辺の長さが約100mm、質量が約60kgのおもりを上部に1分間置く。 試験後、8.1、15.1及び箇条29に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合、付加絶縁又は強化絶縁について、耐電圧試験を行ったとき16.3に適合しなければならない。 大きさが約100mm×100mm×30mmの砂を入れた袋を、おもりの一部として用いてもよい。 b) 落下試験 コンクリートの床上に置いた厚さが	

技術基準との整合確認書

				<p>約 30 mm の表面が平らなラワン板の中央部に、試験試料の底面がラワン板の面に平行になるようにし、機器を高さ約 70 cm から 1 回落下させる。</p> <p>試験後、8.1、15.1 及び箇条 29 に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合、付加絶縁又は強化絶縁について、耐電圧試験を行ったとき 16.3 に適合しなければならない。</p> <p>箇条 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。）</p> <p>22.7 22.7 に以下を追加</p> <p>蒸気発生用のタンクをもつ機器は、タンクに水を入れ、水蒸気の噴出孔を閉じた状態で、定格電圧を連続して加えたとき、圧力安全弁が作動しなければならない。</p> <p>22.101 22.101 各部の構造は、次による。</p> <p>d) 水蒸気の噴出孔をもつものは、水を入れ、定格電圧を連続して加えたとき、水滴が水蒸気とともに噴出してはならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 19 19.13 箇条 19 異常運転（第 1 部の箇条 19 による。）</p> <p>19.13 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。</p> <p>箇条 22 22.22 22.23 22.41 箇条 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。）</p> <p>22.22 機器は、アスベストを含んではならない。</p> <p>22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。</p> <p>22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み</p>	

技術基準との整合確認書

				箇条 31 箇条 32	込んではない。 箇条 31 耐腐食性（第1部の箇条31による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の箇条32による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の箇条32による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.49～22.51 箇条 30	箇条 19 異常運転（第1部の箇条19による。） 箇条 22 構造（第1部の箇条32による。） 22.49～22.51 遠隔操作に対する規定 箇条30 耐熱性及び耐火性（第1部の箇条32による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第1部の箇条19による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第1部の箇条19による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	急停止が危険にならない機器
第十六条	保護協調及び組み合わせ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 17 箇条 19	箇条 10 入力及び電流（第1部の箇条10による。） 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条17による。） 箇条 19 異常運転（第1部の箇条19による。）	

技術基準との整合確認書

		回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード（第 1 部の箇条 25 による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11.4	箇条 19 異常運転（第 1 部の箇条 19 による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験を実施する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	家電機器に対する雑音の強さは、J55014 等の別規格に従う。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第 1 部の箇条 7 による。） 7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があること。	
第二十条第 1 号	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3号	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4号	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

		掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
--	--	--	--	--	--	--